

－目次－

第1条 目的

第1条 目的

第2章 作業体制

第2条 作業体制

第3条 陸上作業指揮者の所掌

第4条 船内作業指揮者の所掌

第5条 船内責任者

第3章 危険物の取扱い

第6条 危険物の取扱い

第4章 乗下船作業

第7条 乗船待ちの車輛の整理

第8条 荷役準備作業

第9条 車輛の積み込み

第10条 車輛の積み付け等

第11条 車止め固縛装置取付作業

第12条 離岸

第13条 離岸作業

第14条 船内巡視

第15条 着岸準備作業

第16条 着岸作業

第17条 係留中の保安

第18条 下船準備作業

第19条 車輛の陸揚げ

第20条 下船の終了

第21条 車輛の積み込等の禁止

海上運送法、適用航路名

敦賀～苫小牧航路
敦賀～金沢～苫小牧航路
敦賀～伏木～苫小牧航路
常陸那珂～苫小牧航路
敦賀～博多航路
敦賀～境港～博多航路

安全管理規程 「作業基準」

(海上運送法適用船)

2006年12月25日 制定

2021年06月17日 改定

第1章 目的

第1条 【目的】

この基準は、安全管理規程に基づき、「敦賀～苫小牧航路」、「常陸那珂～苫小牧航路」、「敦賀～金沢～苫小牧航路」、「敦賀～伏木～苫小牧航路」、「敦賀～博多航路」及び「敦賀～境港～博多航路」の船舶の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

第2条 【作業体制】

陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。

(1) 陸上作業

- ① 乗下船する車輛の誘導－車輛誘導係
- ② 綱取、綱放し－綱取係
- ③ ヤード管理係

(2) 船内作業

- ① 乗下船する車輛の誘導－車輛誘導係
- ② 車輛固縛等の取付、取り外し－固縛係

第3条 【陸上作業指揮者の所掌】

陸上作業指揮者は、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) ヤード内の車輛の確認、整理、誘導。
- (2) 船舶の離着岸時の綱取、綱外し。
- (3) その他車輛の乗下船に関すること。

第4条 【船内作業指揮者の所掌】

船内作業指揮者は、船内作業員を指揮して船内作業の安全と荷役設備の保守整備

並びに効率的な運用を図る。

第5条 【船内責任者】

船内責任者は船長の命を受け船内作業指揮者と協力して船内作業の安全と荷役設備の保守整備、並びに効率的な運用を図る。

第3章 危険物の取扱い

第6条 【危険物の取扱い】

危険物等の取扱いについては危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによる他、次によるものとする。

- (1) ブッキング担当者は危険物の申し込みがあったときは、直ちに、当該危険物の性状表、数量、容器、荷姿その他を入手し運航管理者又は運航管理補助者に報告する。
- (2) 運航管理補助者は報告のあった当該危険物が船舶に積載が許可されているものであるかどうかを確認し、船舶への積載方法について船長と協議して、本船、ブッキング担当者、代理店に知らせる。
- (3) 船内責任者は運送を引き受けた危険物の車輦への積み付け状態を点検する。

第4章 乗下船作業

第7条 【乗船待ちの車輦の整理】

1. 陸上作業指揮者は船舶の離着岸作業、車輦の積おろし作業時付近の安全を確保する。
2. 陸上作業指揮者は搬入車輦を車種別に区別し、記録簿に記載するとともに所定の場所に駐車させる。
3. 陸上作業指揮者は車輦を点検し、積み付け、固縛の状況、又は冷凍・冷蔵貨物の温度が不良と認められるものについてはブッキング担当者に連絡するとともにその指示を受け運転者に積み付けの是正又は再固縛若しくは増し固縛を行わせる。点検に際しては冷凍・冷蔵貨物、重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
4. 陸上作業指揮者は搬入車輦を点検し車輦故障その他の不具合があるときはブッキング担当者に報告してその指示を受けるものとする。

5. 陸上作業指揮者は車輛への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込場所を指定し又は船内において再固縛を施す必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

第8条 【荷役準備作業】

1. 船内責任者、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、荷役作業に関し十分な打ち合わせを行い、各作業員に手順や注意事項を周知する。
2. 船内作業指揮者は船首尾のランプが確実に設置されたことを確認した後、陸上作業指揮者に荷役作業開始の合図をする。

第9条 【車輛の積み込み】

1. 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の作業開始の合図を受けた後陸上の作業員に作業開始を指示する。
2. 船内車輛誘導員及び船内作業員は乗船した車輛の燃料漏れやその他の故障を発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、荷主に応急修理をなさしめるか又は下船の処置をとるものとする。
3. 船内車輛誘導係は陸上の車輛誘導係員から引継ぎを受けた車輛をその積み付け位置まで誘導する。

第10条 【車輛の積み付け等】

車輛の積み付けに際しては、次の措置を講じることとする。

- (1) トレーラーの場合は補助脚が十分に支えていること、ブレーキがかかっていることを確認させまた、車輛運転手がいる場合はエンジンを止め、照明装置、ラジオ等の電路系統のスイッチを切り、サイドブレーキを引くよう指示する。これらを確認した後下車させ、車輛区画にとどまらないように指示する。
- (2) 前号の規程に係わらず危険物積載車の車輛運転手に対しては必要がある場合には車内にとどまるように指示する。
又、保冷車、家畜等積載車で航海中、作業のため車輛区画に立ち入ることの申し出があった場合で、真にやむをえないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

第11条【車止め固縛装置取付作業】

固縛作業員はすべての車輛について固縛並びに車止めを施す。

第12条【離岸】

1. 陸上作業指揮者は、積載予定車輛の積み込みが終了したときは船内作業指揮者にその旨を連絡する。
2. 船内作業指揮者は前項の連絡を受けたときは船内責任者又は船長に報告する。船長は代理店に連絡を取り、出港時刻を決定する。
3. 船内責任者は車輛の積み込みが終了したときは、車輛運転手、陸上作業員、ヘッドが残留していないことを確認した後、ランプ、居住区への通路、昇降口を閉鎖する。

第13条【離岸作業】

1. 陸上作業指揮者は離岸準備完了後、岸壁付近の状況が離岸に支障が無いことを確認して、その旨を船長に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
2. 船長はすべて出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶動静その他、周囲の状況が出港に支障が無いことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸出港する。
3. 陸上作業指揮者は船長の指示により綱取係員を指揮して迅速確実に係留索を放す。

第14条【船内巡視】

1. 船長は荒天等のため必要があると認める場合は臨時船内巡視班を編成して巡視を実施させる。
2. 船内巡視員は、諸機器が正常な状態であるかの確認および異状の有無を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を記録する。

第15条【着岸準備作業】

1. 船長は入港前には甲板、機関の諸機器の状態を点検させその報告を受けること。
2. 代理店は船長から入港の連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

第16条【着岸作業】

1. 陸上作業指揮者は綱取係員を指揮して迅速確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は作業員が係留索の発射又は係留索の緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
2. 綱取係員は船長の指示により迅速確実に係留作業を実施する。

第17条【係留中の保安】

船長及び船内責任者、船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は係留中、車輛、作業員の安全に支障が無いよう係留方法並びにランプの保安に十分留意する。

第18条【下船準備作業】

1. 船長は船体が完全に着岸したことを確認した後、船内責任者並びに船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。この際船長は次の点を確認するまで船橋に在って、作業の安全を確保すること。
 - ① 主機関停止の確認。
 - ② ランプが降ろされ車輛が安全に下船する準備ができたこと。
2. 船内責任者並びに船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して車輛区画の出入り口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとランプを架設し作業を開始する。
3. 船内作業指揮者はランプの架設完了を確認した後、固縛係員を乗船せしめ指揮して車輛の固縛装置及び車止めを取り外す。

第19条【車輛の陸揚げ】

1. 陸上作業指揮者は岸壁、ヤードが異常の無いことを確認した後、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
2. 船内作業指揮者は前項の合図を受けたときは、船内における車輛の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、車輛誘導係員に車輛の陸揚げを指示する。
3. 陸上作業指揮者は車輛の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して岸壁、ヤードにおける車輛通行の安全を確保する。

第20条【下船の終了】

陸上作業指揮者および船内作業指揮者は車輛の下船が完了したときは、その旨及び異状の有無を必要に応じて代理店に連絡する。

第21条【車輛の積込み等の禁止】

1. 船内責任者、船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は気象・海象の変化その他の理由により、車輛の積込又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨を連絡する。
2. 船長は前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
3. 船長は作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内責任者、船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。